

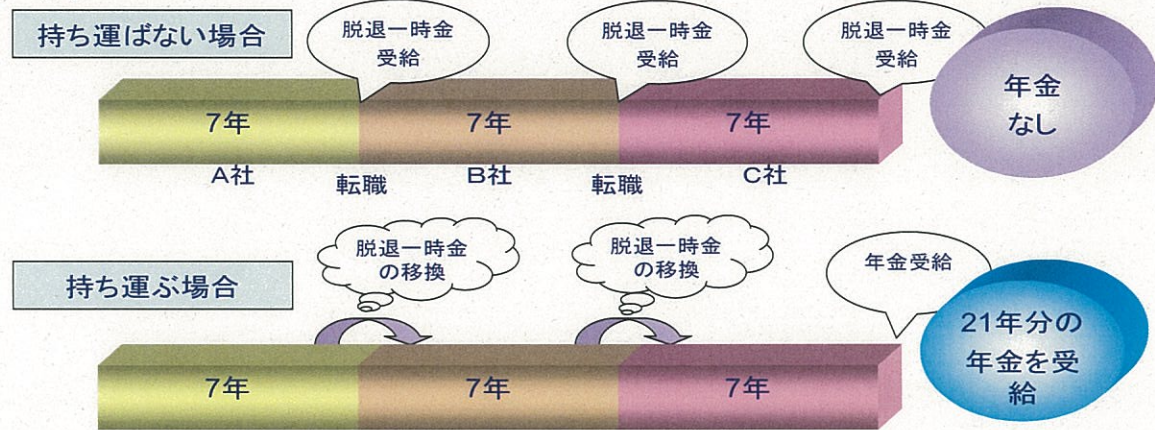
脱退一時金の取り扱いについて(説明) Aパターン用(H19.7.1以降加入者)

この度、あなたはNTT企業年金基金を脱退されましたので、脱退一時金が支給されることになります。つきましては、当資料の内容をご確認のうえ、各選択肢の中から、選択・申出をしていただきますようお願い申し上げます。

1. 脱退一時金

当基金から脱退一時金をお支払いすることになりますが、一定の条件(\*)を満たした場合には、転職等の都度、脱退一時金相当額を持ち運ぶことにより通算され、老後に年金を受給することが可能となります。

【イメージ】



\*一定の条件とは、再就職先の年金制度で脱退一時金相当額の入力が可能な場合に期間が通算されます。また、入力が出来ない場合でも、企業年金連合会へ移換することにより期間が通算されます。なお、60歳を過ぎている方は移換できませんのでご注意ください。

2. 中途脱退者の範囲

企業年金基金設立(平成19年7月1日)以降に加入して、加入者期間が10年未満で当基金の資格を喪失した

3. 選択の申出

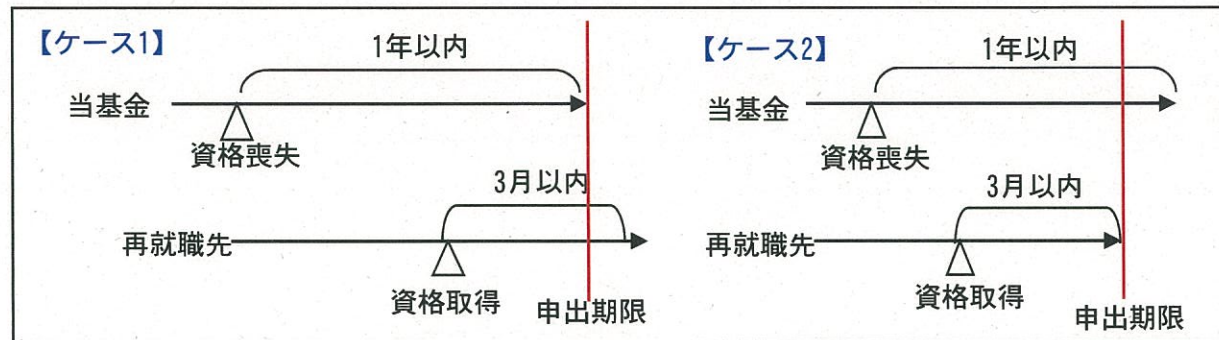
あなたは、脱退一時金の給付について、以下の選択肢から1つを選択する必要があります。なお、「(3)」を選択した場合、移換申出期限内に選択肢(5項参照)を申し出る必要があります。

- (1) 資格喪失後に速やかに、脱退一時金で受取る。
- (2) 資格喪失後に速やかに、企業年金連合会へ脱退一時金相当額の移換を行う。
- (3) 選択を保留する又は他の年金制度へ脱退一時金相当額の移換を行う。

4. 移換申出期限

上記3の(3)を選択された方は、脱退一時金の受給または脱退一時金相当額の移換について、次のいずれか早い日までに、当基金あてに申出する必要があります。

- (1) 加入資格を喪失した日から起算して1年を経過する日  
あなたが当基金の資格を喪失した日は補足資料[別紙]にご案内しています。  
なお、再就職(または企業年金連合会、国民年金基金連合会への加入申出)までの期間が1年を超えると、脱退一時金相当額の移換ができなくなります。
- (2) 再就職先の年金制度の加入資格を取得した日から起算して3ヶ月を経過する日



5. 選択肢

あなたの選択肢は、当基金の資格喪失後1年以内の再就職の有無、再就職先の企業年金制度の有無等により異なります。各選択肢((1)~(3))の概要・留意点等は以下のとおりです。下図と併せてご参照ください。

(1) 脱退一時金を受給する場合

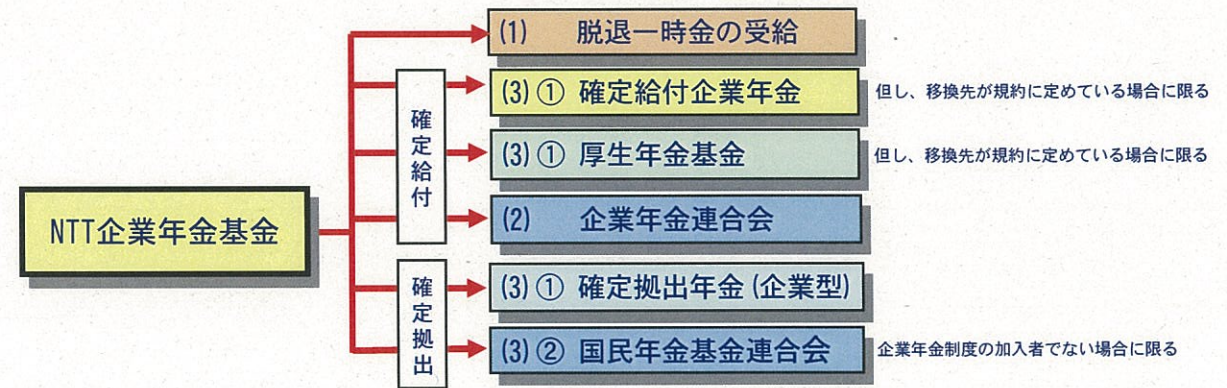
- ① 当基金から脱退一時金を受け取ることができます。
- ② 税法上の取り扱いは退職所得となります。

(2) 企業年金連合会へ移換する場合

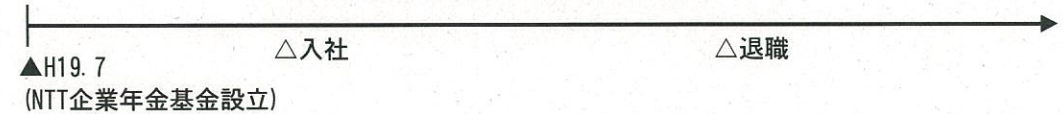
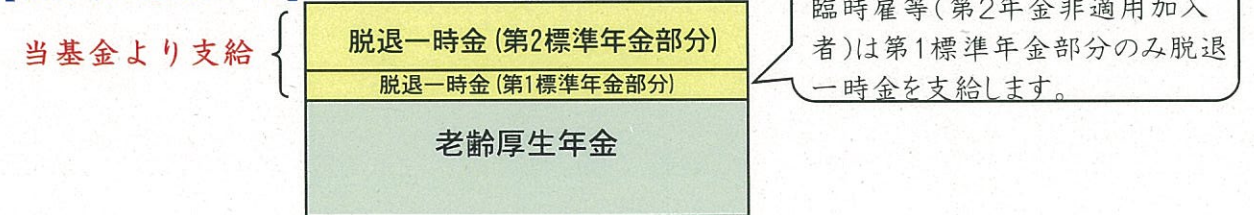
- ① 脱退一時金相当額を通算企業年金として年金化して支給されます。  
\*脱退一時金相当額が1,100円以下の場合には、定額事務費(1,100円)を差し引くことができないため、移換することができません。(脱退一時金相当額は補足資料[別紙]をご覧ください。)
- ② 移換を希望する場合は、1年以内に当基金に申し出ることが必要です。
- ③ 制度内容等については企業年金連合会へご照会ください。

(3) 他の年金制度へ移換する場合

- ① 他の企業年金制度への移換  
ア. 再就職先が、確定給付企業年金または厚生年金基金制度を実施しており、当該年金制度の規約で、当基金から脱退一時金相当額の移換を受けることとしている場合は、当基金及び再就職先の企業年金制度に対して所要の手続きを行うことにより、脱退一時金相当額の移換ができます。  
イ. 再就職先が確定拠出年金を実施している場合も、当基金及び再就職先の企業年金制度に対して所要の手続きを行うことにより、脱退一時金相当額の移換ができます。
- ② 国民年金基金連合会への移換  
自営業者等(国民年金第1号被保険者)になった場合や企業年金制度のない会社へ再就職した場合は、当基金の脱退一時金相当額を国民年金基金連合会(個人型)へ移換することができます。



【社員等の支給イメージ】



【連絡先】

<p>■NTT企業年金基金 〒101-0047 東京都千代田区内神田3-6-2 アーバンネット神田ビル 16F Tel 0120-372-547 HP <a href="http://www.nttkikinkenpo.or.jp">http://www.nttkikinkenpo.or.jp</a> パスワード090401</p>	<p>■企業年金連合会 〒105-0011 東京都港区芝公園2-4-1 芝パークビルB館10F Tel 0570-022-666 Tel 03-5777-2666 HP <a href="http://www.pfa.or.jp">http://www.pfa.or.jp</a></p>	<p>■国民年金基金連合会 〒106-0032 東京都港区六本木6-1-21 三井住友銀行六本木ビル9F Tel 03-5411-6129 HP <a href="http://www.npfa.or.jp">http://www.npfa.or.jp</a></p>
---	--	--